

国自審第 1583 号

平成 30 年 12 月 19 日

日産自動車株式会社
取締役社長 西川 廣人 殿

国土交通省自動車局長

奥田 哲也

型式指定に関する業務改善について(指導)

貴社の型式指定車の完成検査における不適切事案に関しては、本年 3 月 26 日付けで、業務改善指示書を交付したところである。

しかしながら、その後貴社が法令遵守状況の総点検をする中で、燃費・排出ガスの抜取検査において、無効とすべき試験を有効としていた事案や測定値を書き換えた事案が判明(7 月)し、貴社から 9 月 26 日付けで当省に対し、当該事案を含めた調査報告書の提出があった。更にその後の貴社の自主点検により、追浜工場及び日産車体京都において、全数検査におけるずさんなブレーキ検査等が判明した。

これらの不適切事案は、貴社の自主点検において判明したところではあるが、完成検査問題の再発防止に取り組む中、ごく最近まで続いていた点において、問題の根深さを示すものであり、極めて遺憾である。

貴社においては、確実な完成検査の確保に向けた取組が未だ道半ばであることを強く認識し、改めて先の大臣指示を徹底し、引き続き再発防止策の実施状況等について四半期毎に報告されたい。

また、今後、万が一、不適切事案が判明した際に、リコール等の必要な措置を速やかに講ずることができるよう、態勢を整えられたい。

以上